

食品関連海外展開支援実施業務 公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 3 月 14 日

静岡市 経済局 商工部 産業振興課

1 業務の目的

人口減少社会を迎え国内市場が縮小傾向にある中、新たな販路獲得のため海外展開が必要となっている。

本業務は、静岡県中部 5 市 2 町（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）（以下、「中部 5 市 2 町」という。）の事業者が、海外輸出を実施するうえで直面する課題に対して支援を行うことで、参加事業者が新たな販路を獲得し、かつ事業者の情報発信力、商品開発力及び販路開拓力を高めることを目的とする。

2 業務の概要

（1）業務名

令和 7 年度 経商産振委第 13 号 食品関連海外展開支援実施業務

（2）業務内容

別紙「食品関連海外展開支援実施業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

（3）業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

（4）提案上限額

7,500,000円（消費税額及び地方消費税額**10%を含む**）を提案金額の上限とする。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

（5）支払方法

業務完了後の一括払い、2 回払い（2 回目の支払いは業務完了後とする）

（6）その他

- ① 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することとは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するために、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
- ② 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務すべての履行を再委託することは禁止とする。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続

開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (3) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 台湾に事務所を持ち(関連企業含む)、現地での営業代行業務等の実施が可能である者。
- (6) 台湾にて、日本国内の食品製造中小事業者の商品を利用したレストランフェアやテストマーケティングを行った経験がある者。
- (7) 日本国内の企業に対し、海外輸出に関するコンサルティング業務を実施したことがある者。
- (8) 仕様書に記載された業務を確実に実施できる者であること。

4 審査スケジュール

内 容	期 間	注意事項
質問受付	3月21日(金)正午まで	質問票【様式5】に記載し提出してください。 ※詳細は「5」記載のとおり
質問に対する回答	3月26日(水)中	静岡市ホームページで公開します。
企画提案書の提出 (提出書類等一式)	4月11日(金)正午まで(必着)	静岡市役所 産業振興課まで持参 又は郵送 ※詳細は「6」記載のとおり
書類選考(1次選考)	4月14日(月)から4月16日(水)まで	応募者が5者に満たない場合は書類選考を行いません。
書類選考(1次選考) 審査結果通知	4月16日(水)中	参加者にプレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を通知します。
プレゼンテーション (2次選考)	4月22日(火)	※詳細は「8(1)」記載のとおり
最終審査結果の通知	4月25日(金)目途	ヒアリング審査の参加者にメール、電話及び書面にて通知します (書面は後日送付)
契約候補とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	4月30日(水)正午まで	
説明要求に対する回答	5月2日(金)中	

※ 最終の審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続きを行う。

5 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式5】に記載の上、以下URLより提出することし、電話及びファックスでの提出は受け付けない。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/959822>

(1) 受付期間

令和7年3月21日（金）正午まで

(2) 回答方法

令和7年3月26日（水）中に、静岡市ホームページに掲載する。

6 提出書類等

(1) 提出書類

①プロポーザル参加申請書【様式1】

②会社概要書【様式2】

③類似事業実績報告書【様式3】

※ 過去に行った類似業務の事例について記載すること。

④暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】

⑤商業登記簿謄本（直近3か月以内のもの）※コピー可

⑥貸借対照表、損益計算書（直近1年分）※コピー可

⑦納税証明書（直近3か月以内のもの）

・ 国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書

・ 市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

⑧企画提案書【様式は任意】

⑨見積書【様式は任意】

・ 提案金額は7,500,000円（税込）を超えないこと

(2) 提出期限

令和7年4月11日（金）正午まで

(3) 提出方法

上記（1）①～⑨の提出書類については、以下URLより提出すること。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/959832>

7 企画提案書について

(1) 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載すること。

なお、記載に当たっては、「食品関連海外展開支援実施業務 審査基準」記載の「評価項目」に沿って提案書に記載すること。

(2) 書式等

- ① 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも構わない。
 - ② 企画提案書のページ数に制限はないが、15分以内で説明できる内容とすること。
- (3) その他留意事項
- ① 専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載すること。
 - ② 企画提案書の提出は、**1社につき1提案**とする。

8 審査及び審査項目について

(1) ヒアリング審査について

①開催日

令和7年4月22日（火）（詳細な時間は別途通知する。）

②開催場所

静岡市役所 清水庁舎5階 53会議室またはオンライン
(〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎5階)

③審査方法等

ア 静岡市経済局商工部産業振興課等により構成する審査会において、プロポーザル参加者から企画提案書等のヒアリングを行い、審査する。

イ 審査は、添付の「審査基準」に基づき、審査項目ごとに数値化して採点し、その採点結果に基づく順位を換算点として数値化した上で、その換算点数が最も高い事業者を本委託業務の契約予定者として選定する。

なお、最高得点が複数存在した場合は、審査項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた者を選定する。

ウ 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の合計点数が7割（35点）未満の場合は、本業務の契約予定者として選定しない。

エ 審査会は非公開とする。

オ なお応募者が4社以上あった場合は書類選考を実施し、その後ヒアリング審査を行う。

④説明方法等

ア 参加者は**3名以内**とする。

イ 説明方法は、提出期限までに提出した「企画提案書」及び企画提案書に基づいた「パワーポイント」等を用いて説明すること。

なお、モニターは(端子はHDMI)静岡市にて用意するため、パソコンを使用する場合は当日持参すること。なおPCについてはZOOM対応とすること。

ウ 説明時間については**15分以内**、その後の質疑応答は10分程度とする。

エ ヒアリング内容は非公開とする。

オ 対面での審査、オンラインでの審査については協議の上、決定する。

(2) 審査結果

①審査結果の通知

審査後速やかに、参加者全員に通知する。

②審査結果の公表

提案者名及び審査結果については、公開することができることとする。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合
- (2) プレゼンテーションの集合時間に集合しなかった場合
- (3) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (4) その他、本実施要領に示された条件に適合しない場合

10 その他

- (1) 提出書類等は返却しない。
- (2) 提出書類作成、提出及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

11 問合せ

静岡市 経済局 商工部 産業振興課 経営支援係（担当：赤堀）

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）

Tel 054-354-2232 Fax 054-354-2132

E-mail sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp

食品関連海外展開支援実施業務 審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
視点 1	① 事業コンセプト等	事業コンセプトが明確であり、仕様書記載の目的が達成可能な提案となっているか。	5 点	× 1	5 点
	② 実績について	今まで静岡県内事業者の食品輸出支援を行っており、支援事業者の販売数量などで十分な実績を持っているか	5 点	× 1	5 点
視点 2	③ セミナー内容	台湾のトレンドや輸出規制など、事業に必要な情報を学ぶことができるか。	5 点	× 1	5 点
	④ テストマーケティング	テストマーケティングの実施内容が効果的か。	5 点	× 1	5 点
	⑤ オンライン商談	輸出未経験者とバイヤーが問題なく商談ができるサポート体制となっているか。	5 点	× 2	10 点
	⑥ 営業代行	参加事業者の商材を効果的に営業できる内容か。	5 点	× 2	10 点
	⑦ 商品開発	日台の交流を深めて商品を開発できる内容か。	5 点	× 1	5 点
視点 3	⑧ 実施体制	・運営、フィードバックまで一貫して実施できるか。 ・関係機関と協働し、事業を実施できるか。	5 点	× 1	5 点
合計					50 点